

名古屋市食品国保の組合員の皆様へ

令和3年12月20日参議院本会議において「令和3年度補正予算」が可決・成立したことに伴い、令和2年度に引き続き、令和3年度についても新型コロナウイルス感染症に関する減免を行うこととなりました。対象となる方は、次の要件に該当する方です。

【保険料の減免の対象となる方】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒保険料を全額免除
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入などが前年より減少した世帯の方（※）
⇒保険料を全額免除又は一部を減額

※保険料が減免される具体的な要件

組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）が、令和2年中（令和2年1月～12月）の収入額（A）に比べて、令和3年中（令和3年1月～12月）の収入額（B）が、30%以上減少した場合

（注1）国や県から支給される事業等に係る各種給付金（持続化給付金、雇用調整助成金、感染拡大防止協力金など）は、令和2年、令和3年とも収入に含みません。

（注2）保険金や損害賠償等による補填があった場合は、令和3年の収入額に加算します。

（1）事業収入等の減少率の求め方

$$\{ 100 - (B) \div (A) \times 100 \}$$

（2）保険料の減免額

減免額は、保険料額に下表の「事業収入等の減少率」に応じて、「減免割合」をかけた金額です。なお、減免の対象となる保険料額は、令和3年4月分から令和4年3月分までの期間に、組合員が納付すべき保険料です。

事業収入等の減少率	減免割合
30%以上 ～ 40%未満	50%
40%以上 ～ 50%未満	75%
50%以上	100%

（3）減免申請書の受付期間

減免申請書の受付期間は、令和4年2月1日から3月31日です。

【その他】

①「減免申請書」など提出していただく必要書類は、令和4年1月中旬に、各業態組合を通じてお渡しできるよう準備していますので、しばらくお待ちください。

②減免対応の時期が遅れた関係から、減免事項を反映した「令和4年3月分保険料告知書」の作成ができないため、3月分保険料は、告知した金額で納付をお願いします。なお、減免対象者への減免保険料の還付時期は、令和4年4・5月下旬頃を予定しています。